

(2) 非常時優先業務の内容

内閣府本府における主な非常時優先業務の内容について、以下の表－1、表－2のとおり整理する。

先述の通り、政府BCPにおいては、首都直下地震発生時において政府として維持すべき必須の機能である①内閣機能、②被災地域への対応、③金融・経済の安定、④国民の生活基盤の維持、⑤防衛及び公共の安全と秩序の維持並びに⑥外交関係の処理に該当する所掌事務を非常時優先業務として位置付けるものとされている。

この点、内閣府においては、政府全体の災害対策を担う政策統括官（防災担当）が①内閣機能（災害応急対策）及び②被災地域への対応の中心となる諸制度を所管している。また、政策統括官（防災担当）以外にも、大臣官房総務課が緊急災害対策本部設置の閣議決定に係る手続（①内閣機能）を担うなど、一部の部局が非常時優先業務を有している。

表－1 政策統括官（防災担当）が行う主な非常時優先業務

目標レベルに達する時間	非常時優先業務
3 時間以内	① 内閣機能に関する業務 ・ 首都直下地震発災後の官邸における初動対応業務 ・ 首都直下地震発生後の 8 号館における初動対応業務 ・ 緊急災害対策本部事務局としての業務 ・ 8 号館における総合防災情報システムの運用業務
12 時間以内	② 被災地域への対応に関する業務 ・ 首都直下地震発災時における各種問い合わせ対応業務
3 日以内	② 被災地域への対応に関する業務 ・ 激甚災害の政令指定に係る業務 ・ 特定非常災害の政令指定に係る業務 ・ 被災者生活再建支援制度の適用支援に係る業務 ・ 災害救助法の適用支援に係る業務 ・ 住家の被害認定業務の支援に係る業務 ・ 被災者に対する各種支援措置の活用促進に係る業務
1 週間以内	② 被災地域への対応に関する業務 ・ 復興業務体制の確立に係る業務

表－2 政策統括官（防災担当）以外の部局が行う主な非常時優先業務

目標レベルに達する時間	非常時優先業務
3 時間以内	① 内閣機能に関する業務 ・ 緊急災害対策本部設置等に係る事務（閣議事務、官報発行事務等）

12 時間以内	② 被災地域への対応に関する業務 ・原子力施設における事故等の対応 ・原子力災害に係る緊急事態応急対策業務 ④ 国民の生活基盤の維持に関する業務 ・食品摂取による重大な健康被害に係る緊急時対応
---------	--

(3) 管理事務の内容

災害発生後に継続すべき主な管理事務の内容等について、以下の表－3 のとおり整理する。

表－3 主な管理業務

発災後	管理事務
3 時間以内	・大臣、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官等の安否確認 ・内閣府本府災害対策本部の設置、機能の維持 ・被害状況の情報収集、府内の連絡体制の確立 ・内閣府 LAN の被害状況確認
時間以内	・帰宅困難者等への支援措置 ・特命担当大臣の記者会見対応
1 日以内	・職員及びその家族の安否確認

3. 発災時の行動

災害の発生に際し、参集要員、非参集要員、各部局、大臣官房が取るべき行動については概ね以下の通りとする。

(1) 想定状況 A の場合（休日（閉庁日）夕方発災）

【参集要員】

- ・本人・家族の安全を確保し、安否確認システムに速やかに応答し安否を報告する。
- ・速やかに参集し、非常時優先業務又は管理事務（以下「非常時優先事務等」という。）を遂行する。
- ・参集時には、可能な限り本人用の飲食物を持参する。
- ・やむを得ず参集できない場合は、速やかに所属長に状況を連絡する。

【非参集要員】

- ・本人・家族の安全を確保し、安否確認システムに速やかに応答し安否を報告する。
- ・徒歩等による参集が可能な職員については、家族の安否を確認したのち、状況に応じて参集し、参集要員が行う非常時優先業務等の支援にあたるなど、積極的に行動する。
- ・徒歩等による参集が不可能な職員については、公共交通機関が復旧するまでの間、連絡が取れるよう留意して自宅等で待機し、状況把握に努めつつ上司からの指示を待つ。
- ・待機の間、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に携わるなど、地域貢献、地元